ACSES ニュースレター_２００８号（2021 年１月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

葉牡丹（ハボタン）

―目次（14 頁）―

[1]［特集］新型コロナウイルス感染症[状況]
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 214 号）〈官報〉
◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 215 号）〈官報〉
◇職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について ～新型コロナウイルス感染症対策～〈厚生労働省〉
／妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 402 号）〈官報〉
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[2 化学物質に関する法規の各種様式から「押印」の削除
◇水銀、水銀使用製品の管理、製造に関する命令、省令の各種様式から「押印」の削除
・水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第３号）〈官報〉
・新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第９号）〈官報〉
・水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令（総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第２号）〈官報〉
・特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第１号）〈官報〉
◇新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等及び有害性情報の報告の様式から「押印」の削除
・新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省・経済産業省・環境省第３号）〈官報〉
◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の「様式」から「押印」の削除
・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第２号）〈官報〉
◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の「様式」から「押印」の削除
・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省・環境省令第４号）〈官報〉
◇特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の「様式」から「押印」の削除
・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 90 号）〈官報〉
◇環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の「様式」から「押印」の削除

・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省第１号）〈官報〉

◇各省の各種様式から「押印」の削除

・押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係省令の一部を改正する省令（文部科学省令第 44 号）〈官報〉

・押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 92 号）〈官報〉

****

[1] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2s_Yty3m0PY0ZQBY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2s_Yty3m0PY0WUBY

◇マスコミ報道　見出し

・アメリカ 新型コロナ感染者が 2000 万人超 死者は 3 日間で 1 万人超

＜NHK　2021 年 1 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210102/k10012793521000.html

・米のコロナ感染者、2 千万人超す　変異種も確認、感染拡大懸念

＜共同通信　2021 年 1 月 2 日＞　https://www.47news.jp/5672998.html

・帰省中の大学生ら９人の感染確認　３１日、和歌山県発表

＜紀伊民報　2020 年 12 月 31 日＞　https://www.agara.co.jp/article/99679

・孫から感染し死亡　一家で後悔も

＜埼玉新聞　2020 年 12 月 31 日＞

https://news.goo.ne.jp/topstories/nation/goo/28163a0cf53c65469aeb9cbe81523e85.html?fr=RSS&isp=00002

・国内感染、５日連続３０００人超　１日３２４７人、２日３０５９人―新型コロナ

＜時事通信　2021 年 1 月 2 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2494367

[対策・予防]

◇省庁発表

・「ワクチンが実用化された場合の接種について」内容を更新しました。

＜厚生労働省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2s_Yty3m0PY0X4BY

・自費検査を提供する検査機関一覧を掲載しました。

＜厚生労働省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2s_Yty3m0PY0X8BY
・「生活を支えるための支援のご案内」を 12 月 28 日版に更新しました。
＜厚生労働省　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2s_Yty3m0PY0ZYBY

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 214 号）

［官報］　2020 年 12 月 28 日　特別号外 218 号　1～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228t00108/20201228t001080001f.html

○厚生労働省令第 214 号

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条第一項第一号及び第六号並びに第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 28 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

―改正後―

附　則

第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から起算して十三月急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第九項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

２　（略）

３　新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(1)（i）「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年」とあるのは「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和二年六月三十日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和三年六月三十日まで）」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。

４　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年二月二十八日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。

５　（略）

６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ(2)(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年二月二十

八日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。

７ 新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年二月二十八日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ(2)(ii)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。

８ 新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年二月二十八日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。

９ 前各項の規定は、新型コロナウイルス感染症特例対象期間の初日から起算して十三月が経過する日の属する月の末日までの期間内に、別の対象期間の初日がある場合には、当該別の対象期間については、適用しない。

第十七条の二の四　第百十六条の両立支援等助成金として、同条に規定するもののほか、令和二年二月二十七日から令和三年三月三十一日までの間における次項第一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。

２　（略）

３ 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に前項第一号イ又はロの規定によりその雇用する被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主に対する前項第二号の規定の適用については、同号中「基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額」とあるのは、「一万五千円を超えるときは、当該額」とする。

４・５　（略）

第十七条の二の五　（略）

２　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　その雇用する被保険者であつて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項の規定に基づく措置（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。以下「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」という。）として休業が必要な妊娠中の女性労働者（以下この項において「対象被保険者」という。）について、令和二年五月七日から令和三年三月三十一日までの間に休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、当該年次有給休暇について支払われる賃金相当額の六割以上が支払われるものに限る。以下この項において同じ。）を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であつて、対象被保険者に対して、令和二年五月七日から令和三年三月三十一日までの間に当該休暇を合計して五日以上取得させたもの

二　（略）

３・４　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 215 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 28 日　特別号外　第 108 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228t00108/20201228t001080003f.html

○厚生労働省令第 215 号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年12月28日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金）

第三条　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年二月二十八日までの間に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。）に雇用されるものに対して支給するものとする。

２～１０　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について
～新型コロナウイルス感染症対策～

＜厚生労働省　2020年12月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2s_Yty3mOPYOXsBY

新型コロナウイルス感染症対策として、企業に対して、妊娠中の女性労働者等について、職場での配慮をお願いしています。

新型コロナウイルスに関する母性健康管理措置

【お知らせ】

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の期限延長について（12月28日更新）NEW

厚生労働省では、

１　妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、
　「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」を設けるとともに、

２　この措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を

支援する助成制度（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金）を設けています。

今後、これらの措置及び助成金について、下記のとおり期限を延長しましたので、お知らせいたします。

１の措置について、期限（令和３年１月末）を令和４年１月末まで延長。

２の助成金について、事業主が対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周知する期限（令和２年12月末）及び対象となる休暇の取得期限（令和３年１月末）を、ともに令和３年３月末まで延長（併せて、助成金の申請期限を令和３年５月末まで延長）。

また、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において、新型コロナウイルス感染症への感染について、ストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩みの妊婦の方を対象に、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を設け、相談に対応しています。

この相談窓口の開設期間についても、令和４年１月末まで延長しました。

リーフレット（働く妊婦・事業主のみなさまへ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について）（12月28日版）［PDF形式：1MB］NEW別ウィンドウで開く

リーフレット(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金)(12月28日版))［PDF形式：1MB］NEW別ウィンドウで開く

リーフレット「働く妊婦の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は『母性健康管理措置等に係る特別相談窓口』にご相談ください！」（12月28日版）［PDF形式：1MB］NEW別ウィンドウで開く

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の取扱いについて（Q&A）（12月28日版）［PDF形式：464KB］NEW別ウィンドウで開く

【母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）】

・活用方法について
・様式ダウンロード　Word［DOC 形式：76KB］／PDF［PDF 形式：182KB］
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金
【お知らせ】
事業主が対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周知する期限（令和２年 12 月末）及び対象となる休暇の取得期限（令和３年１月末）を、ともに令和３年３月末まで延長（併せて、助成金の申請期限を令和３年５月末まで延長）しました。(12 月 28 日更新) NEW
・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金
・その他企業の方が活用できる助成金制度はこちら
関係団体等への通知
・「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針 」の 一部改正 について （通知）（令和２年５月７日）【都道府県労働局】
・「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する 指針」の 一部改正 について（通知）（令和２年５月７日）【日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本助産師会】
・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた妊娠中の医師、看護師等への配慮について」（令和２年５月７日）【都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）ほか関係団体】
・「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の周知等へのご協力について（依頼）」（令和２年５月 15 日）【日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、日本労働組合総連合会、別添１～４】
・「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の周知へのご協力について（依頼）（令和２年６月 15 日）【日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、日本労働組合総連合会】
・「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の周知へのご協力のお願い（令和２年６月 15 日）【日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本助産師会、別添１、別添２】
・妊婦の方々への相談窓口における働く妊婦の方々からの御相談について（依頼）（令和２年６月 15 日）【都道府県、指定都市、中核市母子保健主管部局、別添１、別添２】
・「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御 協力について （依頼）（令和２年９月 30 日）【日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、日本労働組合総連合会、別紙１、別紙２】
・「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しに関する御連絡及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御協力について（依頼）（令和２年９月 30 日）【日本医師会、日本産婦人科医会、日本産婦人科学会、日本助産師会、別紙１、別紙２】
・妊婦の方々への相談窓口における働く妊婦の方々からの御相談について（依頼）（令和２年９月 30 日）【都道府県、指定都市、中核市母子保健主管部局、別紙１、別紙２】

◇妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 402 号）

［官報］ 令和２年 12 月 28 日　特別号外　第 108 号　23 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228t00108/20201228t001080023f.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン 来月下旬にも接種開始へ体制整備急ぐ 政府
＜NHK　2021 年１月２日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210102/k10012793561000.html
・コロナに「ファクターX」が存在？　感染者に地域差の謎
＜朝日新聞　2020 年 12 月 27 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNDR31PXNDFPLZU001.html

・米コロナ感染者２０００万人超　ワクチン接種、目標に届かず
＜時事ドットコム　2021 年１月２日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021010200058&g=cov
・ワクチン接種後にコロナ陽性判明　米加州の看護師
＜時事ドットコム　2021 年１月２日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2020123000790&g=int
---

◇大学等関係
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(12/28 更新)
＜大学プレスセンター　2020 年 12 月 28 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(12/25 更新)
＜大学プレスセンター　2020 年 12 月 25 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

◇マスコミ報道　見出し
・勝負の 3 週間に負けた国、専門家「緊急事態宣言が必要」
＜朝日新聞　2021 年１月３日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP134DFWP13ULBJ001.html?iref=comtop_7_01
****
[2] *化学物質に関する法規の各種様式から「押印」の削除*
◇水銀、水銀使用製品の管理、製造に関する命令、省令の各種様式から「押印」の削除
・水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第３号）
［官報］　令和２年 12 月 28 日　号外　第 277 号　236～237 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770236f.html
○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第３号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二十四条第一項の規定に基づき、水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和２年 12 月 28 日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫

水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令

水銀含有再生資源の管理に関する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式（別紙２を除く。）中「氏名印（法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考８までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

・新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第９号）

［官報］　令和２年12月28日　号外　第277号　244頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770244f.html

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第９号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和２年12月28日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田　村憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶　山弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式中「氏名印（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考10までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

・水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令（総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第２号）

［官報］　令和２年12月28日　号外　第277号　266頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770266f.html

要点：「様式」中「印」を削る。

・特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第１号）

［官報］ 令和２年12月28日　号外　第277号　358頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770358f.html

○厚生労働省　農林水産省　経済産業省令第１号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第六条第二項及び同項第四号並びに第九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法第十一条第二項を実施するため、特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年12月28日　　厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令（平成二十七年厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号）を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「氏名印（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４　を備考３とする。

様式第三及び様式第四中「氏名印（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあっは、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

様式第五中「氏名印（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３中「記名押印」を「記名」に改め、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

様式第六中「氏名印（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇*新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等及び有害性情報の報告の様式から「押印」の削除*

・新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省・経済産業省・環境省第３号）

［官報］ 令和２年12月28日　号外　第277号　369頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770369f.html

○厚生労働省、経済産業省、環境省令第３号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項、第五条第一項、第四項及び第七項、第七条第一項、第四十一条第一項及び第三項並びに第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年12月28日　　厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令及び有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令

（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部改正）

第一条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び備考７を削る。

様式第一の二中「㊞」及び備考６を削る。

様式第二中「㊞」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。

様式第三中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

様式第四中「㊞」及び備考６を削る。

様式第五中「㊞」及び備考３を削る。

様式第六中「㊞」及び備考６を削る。

様式第七中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

様式第八中「㊞」及び備考５を削る。

様式第九中備考７を削り、備考８を備考７とし、「㊞」を削る。

様式第十中備考４及び「㊞」を削る。

様式第十一中「㊞」及び備考５を削る。

様式第十二中備考６を削り、備考７を備考６とし、「㊞」を削る。

様式第十三中「㊞」及び備考５を削る。

様式第十四中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

様式第十五及び様式第十六中「㊞」及び備考４を削る。

様式第十七中「㊞」及び備考３を削る。

（有害性情報の報告に関する省令の一部改正）

第二条　有害性情報の報告に関する省令（平成十六年厚生労働省、経済産業省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び法人にその代表者の氏名あっては、」に改め、備考３を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の「様式」から「押印」の削除

・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第２号）

［官報］　令和２年12月28日　号外　第277号　285頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770285f.html

○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第２号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第二項並びに第六条第二項及び第八項並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進

に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）第九条の規定に基づき、並びに同法第五条第二項を実施するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年12月28日

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤　羽一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一（別紙を除く。）中「㊞」及び備考８を削り、備考９を備考８とする。

様式第二及び様式第三中「㊞」及び備考６を削る。

様式第四中「㊞」及び備考５を削る。

様式第五中「㊞」及び備考４を削る。

様式第六中「㊞」及び備考６を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇*特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の「様式」から「押印」の削除*

・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省・環境省令第４号）

［官報］　令和２年12月28日　本紙　第403号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228h00403/20201228h004030007f.html

要点

様式第一から様式第三まで、様式第六から様式 式第十九から様式第二十一まで中「 第九まで、様式第十一から様式第十七まで及び様 印」を削る。

〇経済産業省・環境省令第４号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年12月28日

産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府・厚生省・通商産業省令第一号）

の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三まで、様式第六から様式第九まで、様式第十一から様式第十七まで及び様式第十九から様式第二十一まで中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇*特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の「様式」から「押印」の削除*

・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第90号）

［官報］　令和２年12月28日　号外　第277号　373頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770373f.html

○経済産業省令第90号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十一条第一項並びに第十二条第一項並びに第十三条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定に基づき、並びに同法第十一条第二項及び第十二条第二項を実施するため、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年12月28日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

特定物質等２規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

様式第八、様式第八の二、様式第九、様式第九の二及び様式第十中「㊞」及び備考４を削り、備考５を備考４とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇*環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の「様式」から「押印」の削除*

・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省第１号）

［官報］　令和２年12月28日　号外　第277号　312頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770312f.html

○文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第１号

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第十条の二第七項、第十一条第二項及び第七項、第二十条第三項及び第八項、第二十条の二第二項、第二十一条の四第五項並びに第二十一条の五第八項の規定に基づき、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正す

る省令を次のように定める。

令和２年12月28日

文部科学大臣　萩生田光一
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成二十四年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「名称　住所　代表者の氏名　印」を「名称　住所　代表者の氏名」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

様式第二中「「名称　住所　代表者の氏名　印」を「名称　住所　代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

様式第三中「「名称　住所　代表者の氏名　印」を「名称　住所　代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

様式第四中「(第５条関係)」を「(第５条第１項関係)」に、「氏名　住所　印」を「氏名　住所」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

様式第五中「氏名　住所　印」を「氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

様式第六中「氏名　住所　印」を「氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第七中「(第９条関係)」を「(第９条第１項関係)」に、「氏名　住所　印」を「氏名　住所」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

様式第八中「氏名　住所　印」を「氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

様式第九及び様式第十中「氏名　住所　印」を「氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第十一及び様式第十二中「氏名住所　印」を「氏名　住所」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とする。

様式第十三中「氏名　住所　印」を「氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

様式第十四中「氏名　住所　印」を「氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇*各省の各種様式から「押印」の削除*

・押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係省令の一部を改正する省令（文部科学省令第44号）

［官報］　令和２年12月28日　特別号外　第108号　85頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00278/20201228g002780085f.html

---

・押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令（経済産業省令第92号）

［官報］　令和２年12月28日　特別号外　第108号　4～23頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228t00108/20201228t001080004f.html

********** 以上 **********